

人口問題研究

第三卷 第六號

調査研究

十八歳未満の子女の分布

關山直太郎

祖上銳夫

第一序 言

我國現行の所得税制度や相續税制度に於ては、納税者の同居家族中に十八歳未満の子女がある場合は、税額或は課税價格より一定の控除をなして賦課するといふ恩典があり、又政府、公共團體或は其他の家族手當の支給も、十八歳未満の子女を對象としてゐることは、周知の通りである。而して十八歳未満の子女が、一納税者或は一俸給生活者に就て、如何なる分布を示してゐるかは、既存の統計資料から之を作り上げることは不可能であつた。従て、若し當局者が、所得税の免稅總額や家族手當の支給總額を豫算に計上しようとする場合には、如何なる方法によつて之をなしたかは、知る由もないが、相當に困難があつたものと考へられる。

十八歳未満の子女の分布

人口問題研究所では、先年(昭和十五年一月二十日現在)全國的に出生力に關する標本的調査を行つたが、其の調査結果によつて、現在一夫婦當りの十八歳未満の子女の分布状態を算出することが出来るに至つた。勿論夫婦の數と世帯の數とは、嚴密に見て一致するものではないし、又納税者は必ずしも有配偶者と限らず、更に其の逆も眞ではない。加之、十八歳未満の子女が、税法や家族手當制度に限定する「同居の家族」とは限らないし、又出生力調査は「現在の夫婦」の子女數を調査したのであるが、税法や家族手當の場合の子女は、必ずしも現在の夫婦の子女に限定されず、同居家族であれば先夫或は先妻の子女でも差支へないのである。

斯う云ふ風であるから、「出生力調査」に依る一夫婦當十八歳未満の子女の分布を、直ちに税法や、家族手當に云ふ所の「十八歳未満の同居家族」に當てはめることは出来ないが、然し十八歳未満の子女を有する納税者や家族手當の受給者は、概して有配偶者であり、又一夫婦は概して一世帯をなして居り、更に又十八歳未満の子女は概して同居の扶養家族であるから、其の喰違はさ程大なるものとは思はれぬ。況んや現在前記の様に十八歳未満の子女の分布は之を他に知る方法はないのであるから、出生力調査の結果は十分に其の参考材料となると思ふ。(註)

(註) 所得税や家族手當制度では、十八歳未満の子女の他に、妻、六十歳以上の老若及不具癱疾者も其の恩典に浴することとなつてゐる。六十歳以上の老若の分布はまだしも推算するに難くないかも知れないが、不具癱疾者の調

は明治十二年の甲斐國人別調以外には、之を缺いてゐるため、全然之を推知するの由がない。

第二 職業別分布

「出生力調査」の概要及其の調査結果の大體に就ては、「人口問題研究」第一卷第一號及第七號に掲載せられてゐるから、茲には之を再叙しない。唯その調査票の數に就て云へば、配布數は一三六、六二七票であつたが、蒐集せる記入済調査票は八〇、六三八であり、而して此の中七九、七九三票が

第一表 職業別分布表(實數)

職業別	子女數	夫婦總數	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
總數	七九、七九三	一九、三三七	一四、四六三	一三、六七六	一一、九一一	八、九七三	五、七九二	三、三六六	一、五五二	五、四〇一	一、五〇	三三	八	二	
一般俸給生活者	一三、二九七	二、五七七	二、九六八	三、二一九	二、四三二	一、三四五	五九五	一九〇	五五	一四	一	二	一	一	
一般貸銀労働者	一五、九四八	三、一四六	三、四五五	二、七三三	二、四〇一	一、九五四	一、二二五	六五三	二六九	七〇	一一	一	一	一	
一般中小商工業者	五、五二七	一、一五四	一、〇〇八	一、〇一一	九三二	六八一	四二二	二二四	八二	一七	六	一	一	一	
農村在住者	四二、一三八	一一、〇三五	六、七五三	六、三六九	五、七四一	四、五九〇	三、一七三	一、九九五	九八五	三六八	一〇〇	二二	四	二	
俸給生活者	三、二二三	六六二	五四五	六三三	五六〇	三五九	二二三	一三〇	七六	二八	一一	四	二	一	
貸銀労働者	四、六六四	九七八	八〇三	七〇八	六六一	五二二	三八〇	三〇三	一八三	九三	二七	六	一	一	
商工業者	四、〇〇七	一、一四七	六一〇	五六八	五二六	四三三	三二八	二二二	一〇一	四九	二六	四	二	一	
農業者	二、六四九九	七、九四三	四、二〇九	三、九六八	三、五九〇	二、九二三	一、九八四	一、一九七	五〇九	一四九	二四	三	一	一	
漁業者	一、三八〇	四一四	二二二	一九八	一三三	一四七	一一一	六五	六〇	二二	七	一	一	一	
其他	二、三七五	八九一	三七四	三二四	二七二	二〇六	一四七	七九	五六	二六	二	五	一	一	
富有階級	八九一	三四九	一三八	一四六	一一六	六四	三九	二五	六	六	二	一	一	一	
カ下階級	一、九九二	六六	一四一	二五八	二九一	三三九	三四八	二八九	一五五	六六	三〇	六	三	一	
上(百分比)															
職業別	子女數	總數	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
總數	一〇〇・〇〇	二四・二三	一八・二三	一七・一四	一四・九三	一一・二四	七・七六	四・三二	一・九四	〇・六八	〇・一九	〇・〇四	〇・〇一	〇・〇〇	
一般俸給生活者	一〇〇・〇〇	一九・三六	二三・三二	二三・四六	一八・二八	一〇・二二	四・四七	一・四三	〇・四一	〇・一一	〇・〇一	〇・〇一	一	一	

本調査に有效であつた。

今十八歳未満子女の分布を、先づ職業別に示せば次の如くである。尙ほ本調査に於ける無子夫婦とは云ふ迄もなく、事實上の無子(實子女なき)夫婦と、子女があつても既に十八歳を越ゆるもの、換言すれば十八歳未満の子女を有せざる夫婦を包含するものである。従て一般の所謂「無子夫婦」ではない。一子以上の子女に就ても同じ關係のことが云へる。

一般賃銀労働者	100.00	1.973	21.66	1.739	1.506	2.255	7.62	4.09	1.68	0.44	0.07	—	0.01
一般中小商工業者	100.00	2.088	1.824	1.829	1.684	2.332	7.64	3.87	1.48	0.31	0.11	0.01	—
農村在住者	100.00	2.856	1.603	1.511	1.362	1.089	7.53	4.73	2.34	0.87	0.24	0.05	0.01
俸給生活者	100.00	2.060	1.696	1.908	1.743	1.117	6.94	4.05	2.37	0.87	0.34	0.11	0.06
賃銀労働者	100.00	2.097	1.722	1.518	1.417	1.119	8.15	6.50	3.92	1.99	0.58	0.13	—
商工業者	100.00	2.822	1.522	1.418	1.313	1.081	7.94	5.52	2.52	1.22	0.65	0.10	0.05
農業者	100.00	2.997	1.588	1.497	1.355	1.033	7.49	4.52	1.92	0.56	0.09	0.01	—
漁業者	100.00	3.000	1.536	1.435	1.357	1.065	8.77	4.71	2.49	1.67	0.51	0.07	—
其ノ他	100.00	3.752	1.575	1.322	1.145	0.867	6.19	3.33	2.36	1.09	0.21	0.07	—
富有階級	100.00	3.917	1.549	1.639	1.302	0.718	4.38	2.81	0.67	0.67	0.33	—	—
カード階級	100.00	3.31	1.708	1.295	1.461	1.702	1.747	1.51	0.78	0.31	0.30	0.15	—

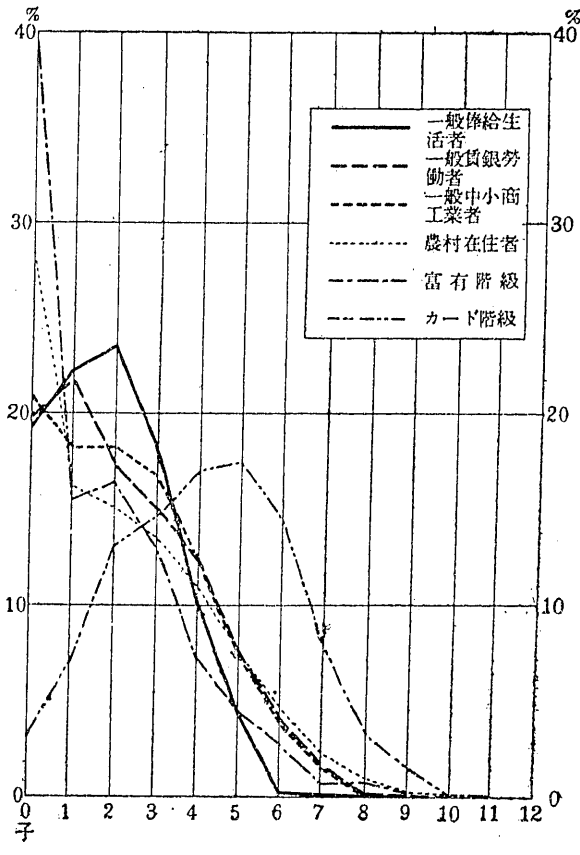
第一表に依て見れば、總數に於ては、無子の夫婦が最も多く、以下一子、二子、三子と漸減してゐる。十子以上の子女を有するものは絶無ではないが、其の比率は極めて微細である。

更に之を職業別に見れば、農村在住者は俸給生活者の場合を除き、無子夫婦が圧倒的に多く、以下一子、二子、三子の順に規則的に遞減してゐるが、都會生活の職業者に於ては、其の分布は一樣ではない。即ち一般俸給生活者、同賃銀労働者、同中小商工業者に於ては無子夫婦よりも一子夫婦の數が多く、殊に俸給生活者に於ては二子夫婦が最も多い。然るに富有階級(當時第三種所得税一、〇〇〇圓以上を納付するもの、都市と限つて調査したのではないが、大部分は都市居住者である)に於ては、無子夫婦が圧倒的に多く、次位に二子夫婦である。又カード階級即ち要保護世帯に於ては、一般とは逆に無子夫婦は甚だ少なく、五子、四子、三子、六子、七子の順で多く、無子及八子以上が低くなつてゐる。

此の理由は説明するに困難ではない。即ち農村に於ては一箇村全部の夫婦に就て調査したので、此の中には多數の妊孕期間經過の老人夫婦、即ち子

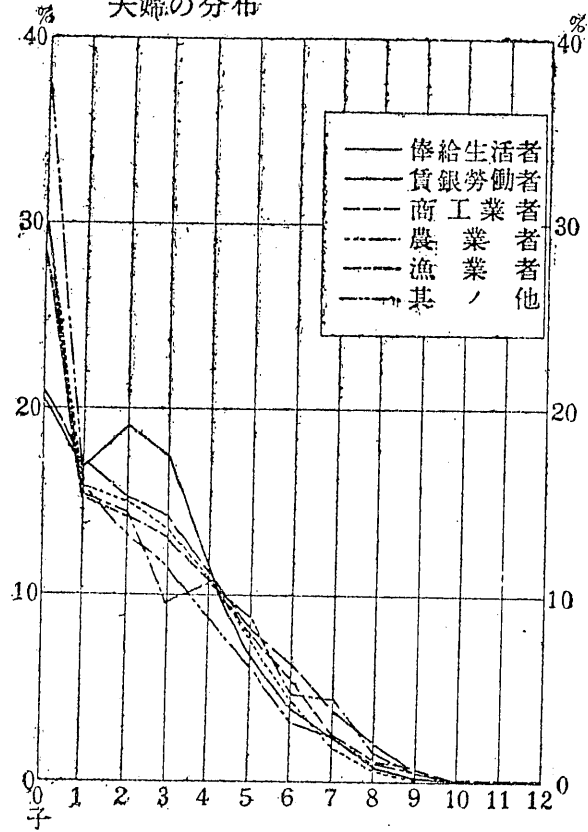
十八歳未満の子女の分布

職業別子女數別夫婦の分布



女を有しても概ね十八歳以上である所の夫婦が他に比して多いのである。之に對して都市の俸給、賃銀生活者や、一般中小商工業者は特定の職場に勤務してゐる者や、特定の地域で現在業に従事してゐる者を調査の對象と

農村在住者の職業別子女數別夫婦の分布



したのであるから、其の年齢は比較的若く、従て妊孕期間經過後の夫婦數は少ないのである。(註)又富有階級に於て一般に功成り名遂げた年長者が多いのは容易に理解されることであり、更にカド階級が他と特異な型を示してゐるのは、元來此の階級は多子をかくえて生活に困難なるもの、又は頼るべき子女(即ち十八歳以上の子女)を有しない者達であるから、之亦當然の結果である。

(註)「出産力調査結果に依て夫婦總數と妊孕期間經過後の夫婦數との比率を掲ぐれば、次の如くであつて、富有階級及農村在住者が壓倒的に多いことを知るのである(※妊孕期間經過後の夫婦は他の職業に包括する)。

職業別	夫婦總數	妊孕期間經過後の夫婦數	%
一般俸給生活者	一一、四九一	九五九	七・六八
一般賃銀労働者	一四、四六七	一、六〇三	一一・〇八
一般中小商工業者	四、九九一	一、一八三	二三・七〇

農村在住者 三七、〇七七 一三、七二九 三七・〇三
 俸給生活者 二、九二四 五五九 一九・一二
 賃銀労働者 四、〇八六 八一〇 一九・八二
 商工業者 三、五二七 一、三〇五 三七・〇〇
 農業者 一三、一六一 一〇、五四〇 四五・五一
 漁業者 一、一八三 五一五 四三・五三
 其ノ他 二、一九六 一 一
 富有階級 七九〇 四九三 六二・四一
 カド階級 一、七九〇 三三三 一九・二二
 計 七二、六〇六 一八、三三〇 二五・五八

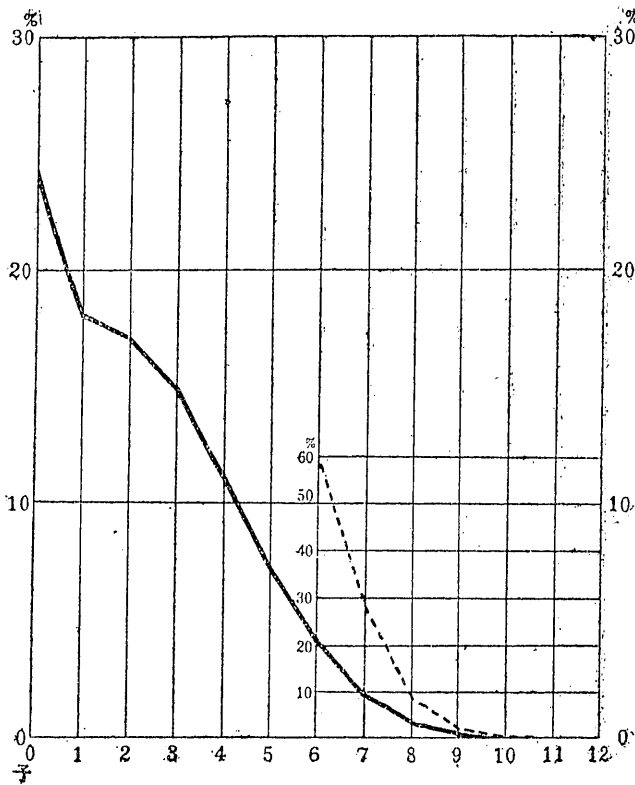
尚ほ諸種の點から一般に人口政策の對象となるべき、十八歳未滿の子女六子以上を有する夫婦の數及比率を掲ぐれば次の如くである。

第二表 六子以上の分布(實數)

職業別	子女數	總數	六	七	八	九	十	十一	十二
總數		五、六五一	三、三六六	一、五五二	五四一	一五〇	三三	八	二
一般俸給生活者		二六二	一九〇	五五	一四	一	二	一	一
一般賃銀労働者		一、〇〇四	六五三	二六九	七〇	一一	一	一	一
一般中小商工業者		三三〇	二二四	八二	一七	六	一	一	一
農村在住者		三、四七七	一、九九五	九八五	三六八	一〇〇	二三	四	二
俸給生活者		二五一	一三〇	七六	二八	一一	四	二	一
賃銀労働者		六二二	三〇三	一八三	九三	二七	六	一	一
商工業者		四〇五	二二二	一〇一	四九	二六	四	二	一
農業者		一、八八二	一、一九七	五〇九	一四九	二四	三	一	一
漁業者		一五六	六五	六〇	二三	七	一	一	一
其ノ他		一七一	七九	五六	二六	五	一	一	一
富有階級		三九	二五	六	六	二	一	一	一
カド階級		五四九	二八九	一五五	六六	三〇	六	三	一
同上									
職業別	子女數	總數	六	七	八	九	十	十一	十二
總數		一〇〇〇〇	五九七	二七六	九七	二六	〇七	〇一	〇四

18歳未満子女数別夫婦の分布
(附6子以上の分布)

十八歳未満の子女の分布



階級 (Social Class)	0子 (0 children)	1子 (1 child)	2子 (2 children)	3子 (3 children)	4子 (4 children)	5子 (5 children)	6子以上 (6+ children)
一般俸給生活者	100.00	73.31	23.94	5.54	0.66	0.76	—
一般賃銀労働者	100.00	65.04	26.79	6.97	1.00	0.00	—
一般中小工業者	100.00	68.88	25.53	5.31	1.88	0.31	—
農村在住者	100.00	77.66	26.33	2.98	2.88	0.66	0.06
俸給生活者	100.00	57.97	33.26	2.26	4.66	1.97	0.80
賃銀労働者	100.00	49.51	29.90	1.51	4.41	0.96	—
商工業者	100.00	48.57	24.94	2.10	6.43	0.94	0.94
農業者	100.00	63.60	27.05	7.92	1.26	0.26	—
漁業者	100.00	41.67	36.46	1.47	4.47	0.67	—
其ノ他	100.00	46.30	33.75	1.53	2.92	2.92	—
富有階級	100.00	60.10	1.58	1.58	5.33	—	—
カード階級	100.00	53.64	23.33	2.10	5.46	1.09	0.55

第三 所得階級別分布

次に十八歳未満の子女の分布を、所得階級別に観察すれば、如何なる結果を得るであらうか。所得税の賦課、減免は勿論、家族手当の支給も、其の人の所得を考慮に入れることは周知の通りであるから、この分布は相當注意に値ひするものと考へる。

尙ほ「出産力調査」に於ては、俸給及賃銀生活者に就ては、「五〇圓未満」、「五〇圓以上百圓未満」、「一〇〇圓以上一五〇圓未満」、「一五〇圓以上二〇〇圓未満」、「二〇〇圓以上三〇〇圓未満」、「三〇〇圓以上」の六級に分けたが、中小商工業者は營業收益税の納否を標準として、「免稅者」、「二五圓未満」、「二五圓以上五〇圓未満」、「五〇圓以上」納稅者の四級に分ち、又農業者に就てもやはり直接の所得を目標とせず、耕作段別の大小に從て「五段未満」、「五段以上一町未満」、「一町以上二町未満」、「二町以上三町未満」、「三町以上」及「地主」(所有地の大小を問はず、大部分を自ら耕作せず他に小作せしめ居る者)の六級に分けたのであるから、茲に於ても此の區別に從はざるを得ない。唯「富有階級」及「カード階級」に對しては、元來個々の所得を記入せしめず、一併にして之を観察したのであつて、其の結果は既に「第一表」に於て掲載されてゐるのであるから、茲には之を省略する。又農村在住の「漁業者」及「其ノ他」業者は、觀察數が僅少であるから、之も亦省略に附したい。

先づ都市在住者と農村在住者とに大別しよう。但し此の區別は絶對的ではなく、都市在住の一般俸給生活者中には市外からの通勤者もあり、殊に小學校教員中には長野縣下の教員を含んでゐる。又賃銀労働者の中には地方都市在住者或は其の近郊農村よりの通勤者を含むのである。然し此等の全體における比率は僅少であるから、之を無視しても差支へない。

之に對して農村在住者とは、特定の農村に在住する全夫婦を調べたのであつて、各種の職業者を内包してゐるのである。前記都市在住者に對して、之を農村在住者として一括して觀察することとする。

(一) 都市在住者

第三表 一般俸給生活者に於ける所得階級別子女分布

収入階級	子女數		夫婦總數		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	實數	百分比	實數	百分比											
總	13,297	100.00	2,577	100.00	2,968	3,129	2,431	1,345	595	190	55	14	1	2	
50圓未満	245	1.84	78	2.98	85	37	20	15	7	3	3	1	1	1	
	1,000	7.53	318	2.46	69	150	86	63	28	13	13	1	1	1	
50圓—100圓	4,355	32.8	908	3.52	1,118	1,091	643	305	122	37	37	9	3	3	
	1,000	7.53	2,144	8.23	2,640	2,576	1,516	730	288	87	37	9	3	3	
100圓—150圓	3,271	24.6	651	2.52	732	735	569	348	157	60	13	4	1	1	
	1,000	7.53	1,990	14.9	3,318	3,347	1,700	1,064	480	183	40	13	4	1	
150圓—200圓	1,916	14.4	357	1.37	404	496	349	205	85	20	9	1	1	1	
	1,000	7.53	1,854	13.9	2,098	2,575	1,813	1,064	411	104	20	7	1	1	
200圓—300圓	2,008	15.1	359	1.37	378	415	447	246	115	33	12	3	1	1	
	1,000	7.53	1,854	13.9	2,098	2,575	1,813	1,064	411	104	20	7	1	1	
300圓以上	1,489	11.2	206	0.78	210	317	377	214	105	36	11	3	1	1	
	1,000	7.53	1,383	10.4	1,719	2,219	2,533	1,437	704	213	54	11	3	1	
不詳	133	1.0	18	0.07	31	26	27	12	4	1	1	1	1	1	
	1,000	7.53	146	1.1	250	236	395	276	135	41	11	1	1	1	

(イ) 一般俸給生活者

行政官、陸海軍々人、巡查、小學校教員、銀行會社員等合計一三、二九七夫婦に就て、先づ其の實數及百分率を掲ぐれば左の如くである。

之に依つてみると、無子夫婦及寡子夫婦は低額所得者に多く、高額所得者程子女數も増加してゐる。即ち五〇圓未満に於ては、無子夫婦及一子夫婦が六割六分以上を占め、二子以上を有する者は漸減して居り、五〇圓乃至百圓の所得階級に於ては一子が最も多く、二子、無子の順で、此の三者を以て全體の七割三分以上を占める。一〇〇圓以上一五〇圓未満の級に於て

は、二子を有する者が多く、一子、無子、三子の順で之に亞ぎ、右四者で全體の八割二分以上に達する。一五〇圓乃至二〇〇圓の級に於ても其の順位は變らないが、二子を有する者の比率は増大し、無子乃至三子の占むる割合は全體の八割三分以上を占める。二〇〇圓以上三〇〇圓未満の級と三〇〇圓以上の級に於ては、三子を有する夫婦が第一位を占め、二子、一子、無

子の順で之に亞ぎ、右四者の占むる割合は、三〇〇圓未満の級では、七割九分を、三〇〇圓以上の級では七割五分二厘を占める。無子乃至三子の占むる割合が、二〇〇圓以上の高額所得者に於て漸減してゐるのは、此の階級に於ては一方に四子以上を有の數する者の數が増加してきてゐるからである。

要するに都市俸給生活者に於ては、大多數がまだ妊孕期間中に屬する夫婦であるから、所得の増加は取も直さず一般に年齢の増加、即ち夫婦關係繼續期間が長くなつてゐることを意味する。このことは又從て子女數が正比例的に増加を來たしてゐることを示す所以である。

第四表 一般賃銀労働者に於ける所得階級別子女分布

収入階級	子女數		夫婦總數		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	實數	百分比	實數	百分比												
總數	15,948	100.00	3,146	3,455	2,773	2,401	1,954	1,215	653	269	70	11	1			
五〇圓未満	761	4.78	231	210	131	83	54	23	11	5	2	1	1			
五〇圓—一〇〇圓	11,542	72.44	2,315	2,665	2,050	1,677	1,364	828	423	176	39	5				
一〇〇圓—一五〇圓	3,143	19.71	480	472	513	407	333	190	80	26	5					
一五〇圓—二〇〇圓	50	0.31	50	41	31	37	24	11	4	1						
二〇〇圓—三〇〇圓	13	0.08	2	4	2	2	3	1								
三〇〇圓以上	1	0.01	1	1	1	1	1	1								
不詳	262	1.64	67	53	46	34	20	21	13	4	2	1				

十八歳未満の子女の分布

(ロ) 一般賃銀労働者

前記の動向は次の都市賃銀労働者に就ても、殆ど全く同様に現はれてゐる。唯異なるのは、夫々の所得階級に於て、俸給生活者の場合よりも常に有子或は多子者の占める割合が高いことである。例へば五〇圓未満に於ては、無子及一子夫婦の比率は労働者の方が低いのに對して、二子夫婦の割合は却て高く、又一〇〇圓乃至一五〇圓級に於て早くも三子を有する夫婦が最高となつてゐる如きである。尤も賃銀労働者に於ては、二〇〇圓以上の所得者は實數が極めて少ないから、此等を除外して考ふべきは云ふ迄もな

(ハ) 一般中小商工業者

中小商工業者(東京市及大阪市)の所得は、前記の如く直接之を調査せず、營業收益税(昭和十四年度)の納否、多寡に從て之を觀察することとし

第五表 一般中小商工業者に於ける所得階級別子女分布

納税額別	子女數	夫婦總數		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		實數	百分比											
總數	實數	五,五三七	一,一五四	1,008	1,011	九三一	六八一	四三二	二二四	八二	一七	六	一	
	百分比	100.00	20.88	18.34	18.99	16.84	13.33	7.64	3.87	1.48	0.31	0.11	0.01	
免稅者	實數	六〇九	一四九	一三一	一三二	八九	六三	二九	八	一一	—	—	—	
	百分比	100.00	24.47	21.35	21.01	14.45	10.34	4.76	1.31	1.81	—	—	—	
二五圓未滿	實數	八〇五	一七七	一五九	一六二	一七二	九四	五三	二二	一〇	—	—	—	
	百分比	100.00	23.99	19.75	20.13	21.78	11.68	6.58	2.73	1.24	—	—	—	
二五圓—五〇圓	實數	七九三	一四八	一五八	一六六	一六	九八	五六	三四	四	—	—	—	
	百分比	100.00	18.66	19.93	20.93	1.89	12.36	7.06	4.29	0.50	—	—	—	
五〇圓以上	實數	二,六四四	四六七	四三七	四四七	四九七	三七一	二三四	一一五	五一	—	—	—	
	百分比	100.00	17.66	16.53	16.91	18.80	14.03	8.85	4.73	1.93	—	—	—	
不詳	實數	六七六	二二三	二二三	一〇八	九二	五五	五〇	二五	六	—	—	—	
	百分比	100.00	33.51	34.10	15.98	13.61	8.14	7.40	3.70	0.89	—	—	—	

右表によつて窺ふに、免稅者及二五圓未滿の納稅者、即ち小額收益(所得)者と推定せらるゝものは、無子或は二子以下の夫婦が壓倒的に多く、就中無子者が最も多い。之に對して五〇圓未滿の納稅者に於ては二子以下の夫婦が多いのは、同様であるが、此の中で一番多いのは二子夫婦であつて、一子及無子が之に續いてゐる。更に五〇圓以上の納稅者、即ち收益(所得)が比較的多いと認めらるゝ階級に於ては、三子が最も多く、無子、二子、一子の夫婦が之に順次してゐる。此のことは取も直さず、低額

收益者、即ち極小規模の商工業者には比較的若年の夫婦が多いこと、反對に高額收益者には比較的高年の夫婦が多いこと、換言すれば都市の中小商

たのである。總數は五、五二七夫婦であるが、此の内約一割二分は納稅の有無及多寡が不詳である。

工業者に於ても、俸給、賃銀勞働者と同様に、一般に年齢を高めるに從て、收益(所得)が増大してくることを證するものであらう。

(二) 農村在住者

(イ) 農業者

農村在住者中農業者の夫婦二六、四九九の子女分布は左表の如くである。冒頭に斷つた通り、農村に就ては全夫婦を網羅したのであつて、一家にも二組以上の夫婦がある場合は、其の耕作的別を一夫婦に均分して記入されたのである。從て一夫婦當の耕作段別は必ずしも一家當の耕作段別ではないのである。

第六表 農業者に於ける耕作面積別子女分布

耕作段別	子女數	夫婦總數	耕作面積別子女分布										
			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
總數	實數	二六四九九	七、九四三	四、二〇九	三、九六八	三、五九〇	二、九二三	一、九八四	一、一九七	五〇九	一四九	二四	三
	百分比	100.00	二九.九七	一五.八八	一四.九七	一三.五五	一一.〇三	七.四九	四.五三	一.九三	〇.五六	〇.〇九	〇.〇一
五段未滿	實數	四、六九六	一、九八六	七四二	六〇七	五〇二	三七二	二六七	一三六	六八	二一	四	一
	百分比	100.00	四二.三九	一五.八〇	一三.三三	一〇.六九	七.九三	五.六九	二.六八	一.四五	〇.四五	〇.〇九	〇.〇一
五段——一町	實數	一〇、六四四	三、四六一	一、七六二	一、六〇一	一、三八六	一、〇八一	七〇二	四二四	一七一	四八	八	—
	百分比	100.00	三二.三五	一六.五五	一五.〇四	一三.〇二	一〇.一六	六.六〇	三.九八	一.六一	〇.四五	〇.〇八	—
一町——二町	實數	八、三七五	一、八五四	一、二九〇	一、三二四	一、二八一	一、二二〇	七八二	四五六	二〇八	六二	七	—
	百分比	100.00	二二.三四	一五.四〇	一五.六九	一五.三〇	一三.三七	九.三四	五.四四	二.四八	〇.七四	〇.〇八	—
二町——三町	實數	一、一五八	一八八	一四九	二〇三	一〇七	一七一	一〇六	九九	二六	八	一	—
	百分比	100.00	一六.二三	一三.八七	一七.五三	一七.八八	一四.七七	九.一五	八.五五	二.三五	〇.六九	〇.〇九	—
三町以上	實數	五、六七	五八	九〇	八八	九五	七七	七二	五九	二二	九	一	—
	百分比	100.00	一.〇三	一五.八七	一五.五三	一六.七五	一三.五八	一一.五三	九.五三	四.〇六	一.五八	〇.一八	—
地主	實數	三、八〇	一八三	六〇	四二	三五	三〇	一七	八	四	—	—	—
	百分比	100.00	四八.一六	一五.七九	一〇.五	九.二	七.八九	四.四七	二.一一	一.〇五	—	—	—
不詳	實數	六、七九	二二三	一一六	一一三	八四	七二	三九	三〇	九	—	—	—
	百分比	100.00	三三.三七	一七.〇八	一六.六四	一三.三七	一〇.六〇	五.七四	四.四二	一.三三	〇.一四	〇.一九	—

之に依て見ると、總數、五段未滿、一町未滿、二町未滿地主の部に於ては、常に無子を筆頭として、一子、二子、三子の順で低下してゐる。唯、二町以上三町未滿の耕作者に於ては無子が第一位を占めることは同様であるが、三子が、第二位、二子が第三位、四子が第四位、一子が第五位を占め、三町以上の耕作者では、三子が第一位を占め、一子が第二位、二子が第三位、四子が第四位、五子が第五位を占め、無子は第六位である。

右の様に大體に於て無子や寡子の夫婦が比較的多いのは、既述の様に、農村に就ては全夫婦を網羅した關係上、妊娠期間經過後の夫婦即ち、子女を有しても盡くが、或は一部が十八歳以上に達してゐる夫婦が少なくない

からである。就中五段未滿の耕作者と「地主」に無子夫婦が壓倒的に多く、殆ど半數近くに及んでゐるのは、恐らく五段未滿の耕作者中には、一家に數夫婦が存在し、従て一夫婦當段別が五段未滿となつた場合が多いと認められ、而して此等の中には當然高齡の夫婦が少からず存すると考へられる故であらう。又地主階級に於て同様の現象が見らるゝのは、元來該調査に於ては所謂地主の外に、所有地の大小を問はず、其の大部分を自ら耕作せずして、之を他人に貸付けてゐる場合、之を地主と記入せしめたのであるが、其のため自らの耕作能力を失つた老人夫婦が、此の場合「地主」として表章されたものが相當あるためと考へられる。

二町歩以上及三町歩以上の耕作者、即ち耕作規模、經營規模の比較的大なる農業者に於て、先掲の如く多少序列に變異を示してゐるのは、恰も此等の夫婦が働き盛りに相當し、從て十八歳未満の子女を比較的多く擁してゐるものと解することも出来よう。但し此等は實數が極めて僅少であるから、一概に結論するわけに行かないのは云ふ迄もなし。

(ロ) 俸給生活者及賃銀労働者

農村在住の俸給生活の夫婦數は三・二二三組、同じく賃銀労働の夫婦數は四・六六四組である。其の分布状態は第七表及第八表の如くであるが、労働者に於ては一五〇圓以上の所得者は僅少であり、又一五〇圓未満に於ける分布状態は、俸給生活者と大同小異であるから、茲には之を一併にして掲げる。

第七表 農村在住俸給生活者に於ける所得階級別子女分布

収入階級	子女數		夫婦總數	子女數										
	實數	百分比		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
總	3,223	100.00	662	545	613	560	359	223	130	76	28	11	4	2
五〇圓未満	653	100.00	149	126	124	91	60	49	27	14	10	2	1	1
五〇圓—一〇〇圓	1,351	100.00	254	233	239	238	159	104	63	39	11	7	3	1
一〇〇圓—一五〇圓	444	100.00	94	65	89	76	55	26	22	13	3	1	1	1
一五〇圓—二〇〇圓	162	100.00	32	32	37	33	14	9	3	1	1	1	1	1
二〇〇圓—三〇〇圓	184	100.00	34	39	40	34	21	10	3	2	1	1	1	1

の順で之に亞いでゐる。此の點で都市の場合と同様であるが、都市に於ては無子と一子で六割内外を占め、二子以上を有するものは極めて微少であるに拘はらず、農村に於ては二子、三子、四子のもも相當に存する。此傾向は、他の所得階級に就ても見られることであつて、此點からして吾等は農村俸給生活者が、年齢の向上に伴つて必ずしも俸給が増加しないことを想像出来よう。五〇圓以上一〇〇圓未満に於ても尙ほ無子者が比較的高いが、一子、二子、三子を有するものと何れも大した差はない。一五〇圓以上三〇〇圓未満のものに於ては、二子の夫婦が最も多く、無子、一子、三子の夫婦は大體同率である。更に、三〇〇圓以上に於ては無子と三子とが壓倒的に多いのは、斯かる所得者が、都市におけると同様相當年齢の高いことを示してゐるのである。

不	三〇〇圓以上		實數	二七五	六七	三五	五三	六四	三四	一三	四	五								
	百分比	實數	100.00	275	67	35	53	64	34	13	4	5								
詳	三〇〇圓以上		實數	100.00	275	六七	三五	五三	六四	三四	一三	四	五							
	百分比	實數	100.00	275	67	35	53	64	34	13	4	5								
不	一〇〇圓—二〇〇圓		實數	一四四	三二	一五	三一	二四	一六	一一	八	二	二							
	百分比	實數	100.00	144	32	15	31	24	16	11	8	2	2							
詳	一〇〇圓—二〇〇圓		實數	100.00	一四四	三二	一五	三一	二四	一六	一一	八	二							
	百分比	實數	100.00	144	32	15	31	24	16	11	8	2	2							

第八表 農村在住賃銀労働者に於ける所得階級別子女分布

總	子女數		夫婦總數	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
	實數	百分比	四六六四	九七八	八〇三	七〇八	六六一	五二二	三八〇	三〇三	一八三	九三	二七	六
五〇圓未滿	子女數		實數	二二五二	四七九	三七二	三三六	三二〇	二五八	一九五	一四四	七六	五七	一一
	百分比	實數	100.00	2252	479	372	336	320	258	195	144	76	57	11
五〇圓—一〇〇圓	子女數		實數	一六八二	三四〇	二九八	二七一	二三五	一九四	一三〇	一〇八	七五	二四	五
	百分比	實數	100.00	1682	340	298	271	235	194	130	108	75	24	5
一〇〇圓—一五〇圓	子女數		實數	一〇五	一六	一七	二二	一七	一〇	六	七	一	三	
	百分比	實數	100.00	105	16	17	22	17	10	6	7	1	3	
一五〇圓—二〇〇圓	子女數		實數	一八	六	三	三	二	二	二	二			
	百分比	實數	100.00	18	6	3	3	2	2	2	2			
二〇〇圓—三〇〇圓	子女數		實數	七	一	一	一	二	一	一	一			
	百分比	實數	100.00	7	1	1	1	2	1	1	1			
三〇〇圓以上	子女數		實數	六	二	一	一	一	一	一	一			
	百分比	實數	100.00	6	2	1	1	1	1	1	1			
不	子女數		實數	五九四	一三四	一一三	七五	八五	五六	四五	四四	二三	一一	八
	百分比	實數	100.00	594	134	113	75	85	56	45	44	23	11	8
詳	子女數		實數	100.00	三三五六	一九〇三	二二六三	二四三一	九四三	七五八	七四一	三八七	一八五	一三五
	百分比	實數	100.00	3356	1903	2263	2431	943	758	741	387	185	135	

(ハ) 商工業者

農村在住商工業者は四、〇〇七夫婦であるが、其約四割五分は納税の有無及税額が不明であり、判明してゐるものの約五割は免税者である。而して子女の分布状態に於て甚だ特異なのは、免税者に於ても、又各納税階級に於ても、總べて無子夫婦が壓倒的に多いことである。此の中免税者に

於ては、一子、二子、三子と遞減して居る點からして、大體若年者の夫婦の數が多いに依るものとも考へられるが、他の納税階級に於ては、無子者が何れも壓倒的に多いといふ以外に、一定の規則性を示してゐない。此のことは農村に於ける商工業者の収益が、年齢の高下に關係しないといふことを暗示するものであらう。

第九表 農村在住商工業者に於ける所得階級別子女分布

納税額別	子女數		夫婦總數		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	實數	百分比	實數	百分比													
總數	實數	4007	1147	610	568	526	433	318	221	101	49	26	4	2			
	百分比	100.00	28.63	15.33	14.18	13.13	10.81	7.94	5.53	2.53	1.33	0.65	0.10	0.05	0.05		
免稅者	實數	1105	355	195	163	165	140	87	58	28	9	5					
	百分比	100.00	29.46	16.18	13.53	13.69	11.63	7.33	4.81	2.33	0.75	0.41	0.14	0.05	0.05		
二五圓未滿	實數	550	155	80	90	66	50	51	29	14	10	2	2	1			
	百分比	100.00	31.18	14.55	16.36	13.00	9.09	9.27	5.27	2.55	1.83	0.36	0.36	0.18	0.18		
二五圓—五〇圓	實數	188	42	27	36	27	17	16	14	5	1	3					
	百分比	100.00	33.34	34.36	19.15	14.36	9.04	8.51	7.45	2.66	0.53	1.60					
五〇圓以上	實數	229	53	22	38	33	24	19	15	7	5	3					
	百分比	100.00	34.30	10.04	17.35	15.04	10.96	8.68	6.85	3.10	2.38	1.37					
不詳	實數	1845	542	286	241	235	211	145	105	47	24	13	2	1			
	百分比	100.00	29.38	15.50	13.06	12.74	10.95	7.86	5.69	2.55	1.30	0.71	0.11	0.05	0.11		

第四餘言

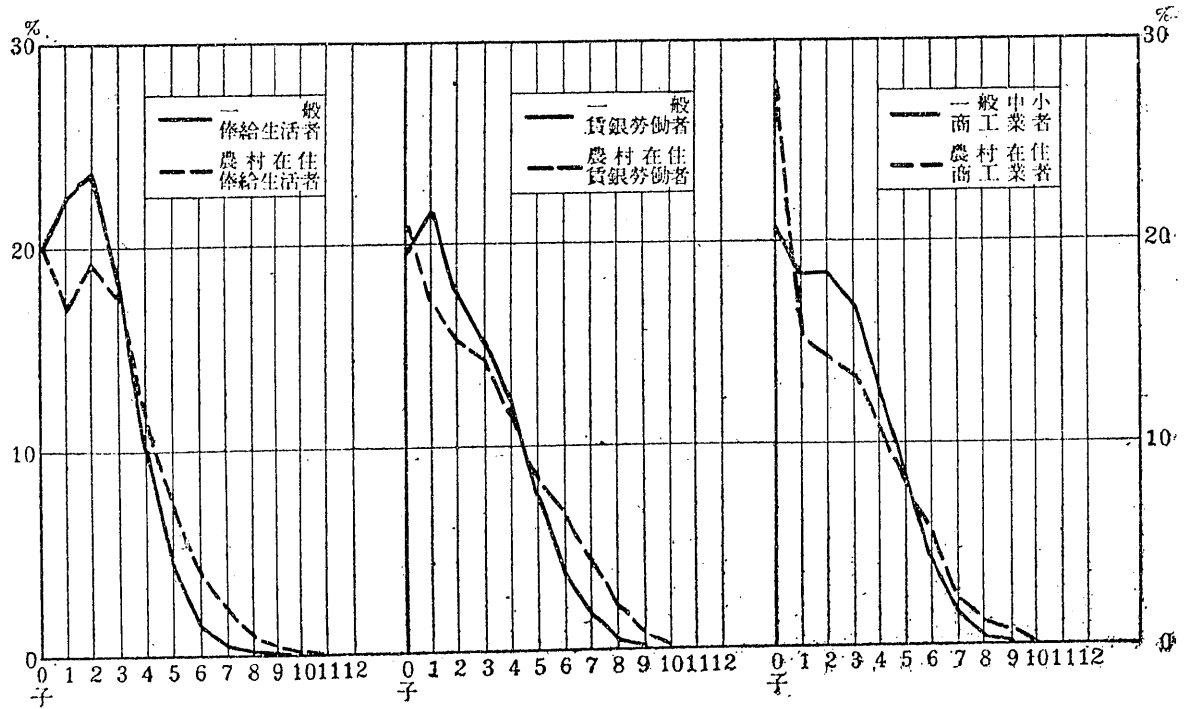
均しく俸給生活者、賃銀労働者及商工業者と云つても、都市と農村に於ては質的に甚だ相異して居ることは容易に想像される所である。従て夫々に於ける十八歳未滿の子女の分布状態も決して一樣ではない。其の状态及推測せらるゝ理由に就ては先に一言したが、今對照を明確ならしむるために、之を圖に描き示せば左の如くである。

又各職業者に於ける一夫婦當全子女數(但し出生後の死亡者を含む)と、

十八歳未滿の子女數との比較を圖示すれば次の如くであるが、其の差の大きなものは云ふ迄もなく妊娠期間經過の夫婦、さもなくとも高年の夫婦の數が比較的多いことを示すものであり、其の差の小なるは大體其の反對のことを示すものである。唯カード階級に於て全子女の數も、又十八歳未滿の子女の數も、何れも他と比して甚だ高いのは本文に説明した様な理由があるためである。

都市及農村に於ける職業別子女數別夫婦の分布比較

十八歳未満の子女の分布



職業別に見たる一夫婦の平均子女數

